

船舶事故調査報告書

平成22年7月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（海中の障害物）
発生日時	平成22年4月30日 17時10分ごろ
発生場所	広島県尾道市細島南方沖 ^{ほそ} ハカン島灯標から真方位110° 850m付近 （概位 北緯34° 21.5′ 東経133° 08.1′）
事故調査の経過	平成22年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{しょうふく} 照福丸、4.24トン HS3-30987（漁船登録番号）、個人所有 10.35m (Lr) × 2.34m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、213.30kW、昭和57年3月13日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月23日 免許証交付日 平成21年3月19日 （平成27年2月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機及び航海計器が濡損、プロペラ及び舵が曲損、プロペラ軸ブラケット取付部が破損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、細島南方沖を約38km/hの対地速力で東進中、平成22年4月30日17時10分ごろ、突然、船底に衝撃を受けた。船長は、海中の浮流物に接触したものと思い、すぐに機関を停止して船尾後方を確認したが、浮流物などの存在を確認することはできなかった。 船長は、航行を再開したところ、船体に動揺を感じ、魚倉をのぞいたら浸水していたので、機関を停止し、17時18分ごろ、親族に携帯電話で連絡した。 船長は、ビルジポンプによって排水作業を行いながら同乗者と2人で救助を待っていたところ、17時30分ごろ本船が転覆した。 船長は、携帯電話で海上保安庁に118番通報し、同乗者とともに船底につかまっていたところ、17時35分ごろ、来援した僚船に救助された。その後、本船は、えい航準備作業中、17時45分ごろ、ハカン島灯標から真方位304° 330m付近で沈没した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 日没時刻：18時51分（尾道）

	海象：海上 平穩、潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	<p>本船の出港時の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.3mであった。</p> <p>本船は、細島と小細島^{こぼそ}の間付近に向けて航行しており、船底に衝撃を受けた場所の水深は、約20～36mであった。</p> <p>船長及び同乗者は、出港時から救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、携帯電話を濡らさずに船側を伝って船底に移動することができたので、海上保安庁に連絡することができた。</p> <p>本船は、平成22年5月1日に沈没した場所から引き揚げられた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、細島南方沖を東進中、流木等の海中の障害物に衝突したものと考えられるが、障害物については、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、細島南方沖を東進中、海中の障害物と衝突したため、発生したものと考えられる。</p>	